

## 第2回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

日程第1、第1号議案「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) P T A 総会が5月13日で、副会長に選ばれる予定者ということですか。

生涯学習課長) そうでございます。

木 村 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 ) 以前から御指摘があったのは、各所属団体の皆さんにお願いをして、できれば2年間やっていただけないかという意見も出たこともあります。その団体に強制はできないかとは思いますが、1年1年よりは2年やっていただくほうが、2年目は慣れていただけるかなと思います。このことは留意していただけますか。

生涯学習課長) 教育長がおっしゃられた件は、これまでも御指摘をいただいておりますので、P T A 協議会の役員の方にもその意向を伝えております。なるべく、その意向に沿った形で御協力いただける分につきましては、御検討いただいているところでござい

ます。

一方で、保護者さんが小学校6年生や中学校3年生の親御さんである場合には、どうしても2年間務めることができないといった事情もございます。そういったところで、可能な範囲で御協力をいただいているところでございます。

木村委員) 副会長や会長などの役職や肩書は別にいいと思います。平のPTAの会員の方でも2年間お務めいただいて、PTAでいろいろ報告していただく。その肩書を求めると、2年務めていただくことは難しくなってくるという感じもするので。そういうことも御検討いただければと思います。

極楽地委員) PTAでもその点を課題と認識してしまして、できるだけ任期を2年務められるよう、OBの方が2年続けてできるような動きがあります。単年単年では理解が難しいことも、2年続けて分かることもございます。その辺りは、周知できつつあるのかなと感じています。引き続き、2年続けてやっていただける方向で調整いただければと思います。

上月委員) 学校運営協議会の発足に当たって、社会教育委員の方々から助言をもらう機会が欲しいという意見が昨年あり、社会教育委員の方にも周知して、協力していただけたらありがたいという話だったと思います。昨年度、助言や意見を受けるような機会はあったのですか。

生涯学習課長) 昨年度8月に開催をいたしました社会教育委員の会議におきまして、本市の学校運営協議会の考え方につきまして、学校教育課から委員の皆様へ御報告をさせていただきました。その中で、委員の皆様からも御意見なども頂戴をいたしまして、例

えばメンバーの選び方が重要といった御意見や、学校が運営の主体ではございますが、運営協議会の発言力とのバランスを取っていくところも重要ですよなどの御意見なども頂戴をしておりますして、そういう御意見を参考に、今後検討を進めていくところでございます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第2号議案「芦屋市立美術博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) これも今年の12月15日までで、すごく任期が短いですが、前任の委員の方は、あと半年ぐらい何とかならないかなと思ったのですが。

生涯学習課長) このたび前任の委員が交代される、細かな理由まではお伺いはしていないところですが、PTA総会を機に山下委員が新たに協議会の委員になられることに伴いまして、12月15日以降も引き続き山下委員がお務めいただいて、この半年で終了

というわけではない形になろうかと考えております。

木村委員) P T A総会は年に1回ですか。

生涯学習課長) 年に1回です。

木村委員) 分かりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第3号議案「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

図書館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第4号議案「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

来年の役員改選で、また4月に今回と同じような改選で変わることは想定されるわけですか。

青少年愛護センター所長代理) そういう意見を頂いて、なるべく2年間継続できる方をと  
いうことで、顧問という形で残っていただいています。

教 育 長 ) 分かりました。今は書記だけでも、前任のかたは顧問として残っていただき、務められたということですね。

青少年愛護センター所長) そのとおりでございます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

<第4号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 次に、日程第2、専決報告第3号「芦屋市立学校園薬剤師  
の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この人選は薬剤師会に依頼申し上げて、そこからの推薦があったということですか。

学校教育課長) そうです。

木村委員) 長らくこういうものを見てきたのですが、学校で薬剤師さんはどんなことをされているのですか。

学校教育課長) 下水道水や今は実施が見送られていますがプールなどの水質の検査です。また、給食室のいろいろな器具の衛生面などを確認していただいております。

木村委員) 薬剤師のイメージは、お医者さんの処方箋で薬を調合して出すイメージですが、むしろ学校の薬剤師さんは、そういうことはあまりないですか。

学校教育課長) 調剤的なことよりも、水質ですとか衛生面の検査をいただいております。

教育長) CO<sub>2</sub>などの検査のほか、照度などもやっておりますね。

学校教育課長) 照度も一緒に見ていただいております。

木村委員) 分かりました。

極楽地委員) その検査などはどのようなタイミングで行っていただいておりますか。

学校教育課長) 定期的に回っていただいております。時期が関係するのは例えばプールが始まる前や、それ以外のものは定期的に、学期に1回回っていただいております。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第4号「芦屋市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育指導担当課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 前にも聞いたかもしれないですが、中村委員は、東京理科大学に勤務で、会議のときに来られるのかなと思ったのですが、どうですか。

学校教育指導担当課長) 遠方ではあるのですが、対面で実施できるときにはこちらに来ていただいて、御助言等いただいております。

木 村 委 員 ) 年に何回開催されているのですか。

学校教育指導担当課長) 年に2回です。

木 村 委 員 ) 最近はWEB会議などもできますので、支障はないかと思いますが、あまり関西にはいらっしゃらないのではないのでしょうか。

学校教育指導担当課長) 中村委員は、以前は関西学院大学にお勤めで、お仕事先が変わってということがあります。随分前から本市のために御助言、アドバイスをいただいている関係で、委員長をお願いして、頼りにしているところもあり、遠方ではあるのですが、継続をお願いしているところです。

木 村 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 )       あと、弁護士の方、心療内科の方、社会福祉士や臨床心理士等の方になっていただいているので、それは団体から推薦を頂いているのかを説明していただけますか。

学校教育指導担当課長)       全て団体に推薦を依頼しまして、お願いしているところです。

教 育 長 )       中村委員におかれては、東京理科大教授という職名だけを見れば遠いようですが、従来から関西を拠点に置いていた先生で、本市においても造詣が深くお世話になった方です。直接来ていただくことも必要ですし、Z o o mであるとかいろいろなものを活用して、対応については、時期が遅れたりしないように適切に対応してください。

河 盛 委 員 )       この委員は5名全員とも専門家と思いますが、委員会によって、割と一般的な方を入れている場合と専門家だけで構成されている委員会がありますけど、その違いはありますか。例えば、P T Aが入ってもおかしくなさそうな気もするのですがいかがですか。

教 育 長 )       いじめ問題対策審議会の位置づけを説明してくれますか。

学校教育指導担当課長)       資料の最後に添付しております、芦屋市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条第4項に(1)から(5)の規定がありまして、P T Aの場合には、(5)の解釈で、今の御意見も考えられなくはないかなという部分もあるのですが、今回は、この5名でお願いしたいと考えております。

学校教育部長)       6ページの芦屋市いじめ問題対策審議会の所掌事務で、いじめ問題対策審議会については、かなりいじめという特化された部分で慎重に扱わなければいけない問題が出てきています。

その中で、専門的な知見を頂きながら、学校でどのように対応していくのか、またその問題が発生したときに、どのように取り扱っていくのかで、その一般の方々に入っただいてとなると、いわゆる個人情報とか、そういう対応のことについても難しくなってくるので、委員に上げている部分につきましては、第11条第4項の（1）から（4）までの専門的な、必要な知識を持っておられる方、（5）番につきましては、単にその中でも、より専門的な知見を持った人に入ってもらおうほうがいいのではないかという判断になれば、そこも専門的な知見の方に入っただくことになっております。

木村委員） 条例はいじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策審議会、いじめ問題調査委員会の3階建てになっていて、連絡協議会は一般の人にも広く入ってもらって対応するが、他の2つは具体的な対応策であるとか、重大事案が発生したときに対応する機関であるということで、専門性を高めた機関になっている。そういう3階建て構造になっているということですね。

教育長） 重大事態に係る事実関係に関する事項は、非常に慎重かつ丁寧という内容がありますので、教育委員の皆さんの中で、ここはもうちょっとこういうことという御指摘があればと思います。

河盛委員） そもそも3階建てにする必要は何ですか。2階建ては分かるなくてもないですが。

木村委員） 3階建てだったら、いじめ問題に対して市民の方にも広く入ってもらって意見を言ってもらいやすくなるのでは。

河盛委員） そういう連絡協議会の役割は分かるのですが。

木村委員) 具体的な重大事案が発生したときは、実際の調査に入るぐらいについては調査委員会が対応して、もうちょっとベース的なところを対応するのは対策審議会というか、そういう立てつけになっているのかなと思います。

学校教育部長) そもそも、国がいじめ問題について、いわゆる3階建てのことを示しています。芦屋市いじめ問題対策連絡協議会は、市長部局が中心に、市長をトップにしながら組織する形になります。さらに、その下に問題対策審議会で、より具体的なところを、その担当する教育委員会、学校を管轄している教育委員会が設置して、その中でいじめ問題について審議していく。その中で重大事態が起こった場合については、市長に報告して、必要に応じて第三者委員会を立ち上げなければいけない、調査委員会を立ち上げなければいけないとなれば、問題調査委員会になるという、もともとのづくりが3つの組織をつくりなさいという形になっております。

木村委員) 対策審議会と調査委員会を比較すると、対策審議会はいじめの防止等の対策に関する事項が1つと、あと重大事態が生じた場合に、それに関する事項の2つで、調査委員会は重大事案の調査を、具体的に調査するという割り振りですね。

審議会はもう少し広いが、専門性が高いことを議論する場ということですね。

連絡協議会は、これは広く、市民も含めて、みんなでいじめ問題を話し合おうという組織ですね。

調査委員会は具体的な重大事態が発生しないと、これは組織されない、まさに調査のための臨時的な組織だと。

学校教育部長) 重大事態が発生した場合も、調査の仕方が示されています。それは何かというと、学校主体で調査をする部分と、もう1つは、別の組織を立てて調査をするほうが適切であるということであれば、第三者委員会という調査委員会を立ち上げて調査する方法が2つあります。

木村委員) 調査委員会は、市長が直接任命するのですね。

学校教育部長) はい。

木村委員) 教育委員会が任命するのではないので、そこは明確に区分しよう。教育委員会が自分たちをかばうために、悪いことをやっているのではないかという疑いが生じるから、市長に直接任命権を与えたという流れですね。

学校教育部長) ですから、そのために重大事態が起こった場合は、市長に必ず報告をすることがあります。

極楽地委員) こちらの審議会は、教育委員会で、防止だったり、重大事案の調査があった場合、どういうふうに具体的に市と教育委員会は連携をしていくのでしょうか。何か重大事案があった場合には、問題調査委員会が設置されるということですか。

教育長) 学校の中でいじめアンケート調査をしたり、子どもたちからの申し出があったりして、いろいろないじめ案件が上がってきます。学校内で対応できるか、重大事案になるかどうかの次の判断が出てきます。

そうしたときに、学校の中で調査をします。また、教育委員会も一緒になって調査をしていきます。

そのときに、いじめ問題の対策審議会の方たちに、特に中村委員には、この案件については御相談申し上げて、対応の方

法等を探っているのが現状です。教育委員会が所管するいじめ問題対策審議会に、重大事案に係る事実関係を学校と教育委員会が報告して、その審議した内容を市長に報告します。教育委員会の調査だけでは駄目だとなれば、市長が調査委員会で調査をしてくださいというのが形です。

調査委員会の委員は御家族の思いや客観性、公平性を担保しながら選んでいくことになります。

河 盛 委 員 ) 市の協議会と審議会があるのは、協議会のメンバーの一部が審議会に入っていることが多いですが、これは違うのですか。

学校教育指導担当課長) はい、別です。

木 村 委 員 ) 調査委員会などは、よっぽどのがあった場合ですね。ふだんは審議会などで対応できるが、教育委員会に任せられないという疑惑を招いてしまうような場合は、政治の力で介入してやる。これは大津市の事件などを参考にして、国で議論されたのですね。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第5号「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 荒谷委員は教育委員会を完全に離れられるということですか。

生涯学習課長) はい、そうでございます。

木 村 委 員 ) もしくは委嘱か何かをして、嘱託か何かで校長に在任していただくような場合には、この社会教育委員も基本的には続行されるのが普通ですか。

生涯学習課長) これまで小学校長に委嘱をさせていただいているところですので、その形で残られる場合には、今のお話もあり得るかと思うのですが、やはり役職が変わるとい形になりますと、考え方も変わろうかと思えます。

木 村 委 員 ) はい、分かりました。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 続いて、専決報告第6号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小林貴子委員は4月1日から専決を打ったわけですが、でも、議案は専決ではなく、P T Aの総会の結果を待ってしたわけです。この場合は浜風小学校P T Aゆうの会推進部副会長で、P T Aの総会を待たずに就任されたということですね。

生涯学習課長) 先の議案につきましては、既に任期が以前からスタートしているもので、任期の途中でP T A総会がございまして、そこで役員が交代するという議案でございました。

この放課後子どもプランの運営委員につきましては、ちょうど令和4年4月1日で委員の交代がございまして、それに際しP T A協議会に推薦をお願いしましたところ、協議会の副会長に就任予定の小林貴子氏を4月1日から委員として推薦を頂きましたので、4月1日時点では浜風小学校P T Aの副会長で、4月1日から御就任をいただくところでございます。

木 村 委 員 ) 肩書の3ページの小林貴子さんの右側に「P T A」と表示されている下に「ゆうの会推進部」と書かれているので、これが放課後子どもプランに関係するようなことをやられているところで、そこに着目して、この人が委員になるという話ではないですか。

極 楽 地 委 員 ) 浜風小学校のP T Aの名称が「ゆうの会」になります。

木 村 委 員 ) P T Aを「ゆうの会」と呼ぶのですね。

極 楽 地 委 員 ) 今の役職が浜風小学校のゆうの会の副会長さんで、5月13日以降が芦屋市P T A協議会の副会長に就任されることでよろしいでしょうか。

生涯学習課長) はい。

木村委員) 分かりました。

教育長) 2通りあって、1つは5月13日を待たないといけないのと、待たずとも4月1日から良いという2通りあるということですね。

生涯学習課長) はい。

極楽地委員) 先ほどの岩本課長の御説明どおり、議案については2年の任期の途中の1年なので、こういった形式で総会を待つということですが、もし可能でしたら、4月1日に全て専決で、内定の段階で、次期芦屋市PTA協議会のメンバーである方が就任されたら、一番スムーズかなと思います。そのほうが、もう少し教育委員会の事務的にも、団体側の事務的にも楽になる気がいたします。

生涯学習課長) これまでも任期の途中で、PTA総会でもって役員が交代されます場合には、PTA総会の日に関員の交代をしていただいたところですが、PTAの新年度の委員の候補の方が決まってくるのも、総会に向けて4月頃に決定をされることが多いかと思っております。例えばこのような附属機関が、4月の初旬に開催することになりました場合には、まだその新しい委員の方が決まっておられない場合も発生してくるのではないかなとも思っております。PTA総会でもって委員の交代をするのが、これまでの考え方としては一番スムーズかと把握しておいたところではございます。

極楽地委員) PTAの団体側としては、内定の段階でお受けはできないと思っているところがあると思いますので、芦屋市PTA協議

会の役員以外でも大丈夫ということ、もう1度私からもお話をさせていただきたいと思います。内定の段階で、所属している小学校・中学校の役員さんであれば、その役職で委員になっていただく。総会以降、役職の変更だけで済むのであれば、それが一番スムーズかなと思います。

河盛委員) 放課後子どもプランは、子ども密着じゃないですか。附属機関の委員としての業務もむしろ積極的にやりたいと思っておられるような方かもしれませんが、社会教育委員はちょっと敷居が高かったのも、あまり自分から「はい」という感じではないのかもしれない。言われたから仕方ないという感じで、そういうことではなかったですか。

極楽地委員) そうですね。

河盛委員) 割り当てられているから仕方ない感じで、これは積極的にやりたいというものと、ちょっと違うような気がします。

極楽地委員) P T Aではどの協議会にどの役職が行くと、申し送りがされていますので、社会教育委員は副会長ぐらいの役職がある方のほうがしっかりとお話ができたり、対応できるような引き継ぎがされています。その辺りもう少しまとめて、引き継ぎできればいいなと思います。

教育長) 内定段階でいいのか、それとも正式になったときでいいのかという線引きはあろうかと思います。教育委員会の中での議論の範疇かとは思いますが。

とはいえ、スピード感を持って対応してもらうことで、その違いが浮き彫りになったので、今後整理する必要があると思います。

木 村 委 員 ) 教育委員会が選任するのであって、団体の推薦は事実上のものです。だから、必ずしも推薦が必要かという点、要件的には別に必要ではない。事実上の信頼関係に基づいてやっていますから、そういう意味では推薦されてから選任をするのが本来ではあると思います。でも、ほぼ推薦されるという話で、それも信頼関係のことだから、正式な推薦がされてなくても委嘱することは、別に問題ないといえれば問題ないですね。やはり信頼関係の問題だけです。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第7号「芦屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは年に2回ぐらい開催するのですか。

スポーツ推進課長) 昨年度の開催は1回ですが、今年度は計画を策定する予定にしていますので、3回開催予定としています。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第8号「芦屋市青少年問題協議会委員の  
委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、専決報告第9号「芦屋市立青少年愛護センター運  
営連絡会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小学校の校長先生は退職で分かるのですが、中学校の校長先生は、その担当校長として変わったということですか。

青少年愛護センター所長) 中学校長につきましては、中学の代表校長の方に委員を務めていただいております。今回、代表校長の方が交代されたので、委員の方につきましても交代をさせていただいております。

教 育 長 ) これは年に何回ぐらい会議を持ちますか。

青少年愛護センター所長) 基本的には年2回開催をしております。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 閉会宣言